

# 木更津市民生委員児童委員協議会部会及び委員会設置規程

(目的)

第1条 規約第7条に規定する部会及び委員会は民生委員、児童委員の活動強化に関する調査、研究、協議を行うことを目的とする。

(部会及び委員会の名称)

第2条 部会及び委員会の名称、所轄事項は次のとおりとする、各委員の委員数は全委員の概ね3分の1とする。但し、主任児童委員は児童対策部会及び主任児童委員会に所属するものとする。

児童対策部会	児童、青少年の福祉及び健全育成に関すること。
高齢者対策部会	高齢者福祉の向上充実にに関すること。
援護対策部会	被保護者、要保護者に関すること。障害者の福祉に関すること。
主任児童委員会	子育て支援活動等に関すること。

(委員の指名)

第3条 部会の委員は、各単位民協より選出し、これを本会会長が指名する。

2 委員会の委員は主任児童委員で構成する。

(役員)

第4条 各部会及び委員会に次の役員を置く。

2 部会長1名、副部会長2名、会計1名、部会理事若干名

3 委員長1名、副委員長2名、会計2名、書記2名

4 主任児童委員会委員長は児童対策部会副部会長を兼ねる

(役員を選出)

第5条 部会理事は各単位民協より1名選出する。

2 部会長、副部会長、会計は部会理事会において選出する

3 委員会の役員は委員会において選出する

(役員任期)

第6条 木更津市民生委員児童委員協議会規約第4条第3項及び第4項の規程は各部会の役員について準用する。

(役員職務)

第7条 部会長及び委員長は会を代表し会務を統括する。

2 副部会長及び副委員長は部会長及び委員長を補佐し、部会長及び委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は部会及び委員会の経理を司る。

4 部会理事は部会会務の執行にあたる。

(会議の招集)

第8条 部会及び委員会は必要に応じ部会長及び委員長が招集する。

(報告)

第9条 各部会及び委員会の部会長及び委員長は調査、研究をした結果について会議に報告するものとする。

(委員の任期)

第10条 各部会の委員の任期は第6条の規程を準用する。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成10年4月1日から施行する。

(廃 止)

2 木更津市民生児童委員協議会女性部会規約(昭和46年12月1日施行)は廃止する。

木更津市民生委員児童委員協議会部会設置規程(昭和55年12月1日施行)は廃止する。

附 則

平成11年5月7日一部改正(第10条)

附 則

平成14年5月24日一部削除(第2条第2項全文)

附 則

平成15年5月23日一部改正(第6条・第10条)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月27日から施行する。

(第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第7条・第8条・第9条)